



平成 24 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 日本フィルコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 岳敏
(コード：5942 東証第1部)
問合せ先 取締役企画財務部長 齋藤芳治
(TEL.042-377-5711)

子会社への事業譲渡に係る基本合意書締結に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 26 日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社アクアプロダクト（以下「アクアプロダクト」という）に対し、当社環境・水処理関連事業を平成 24 年 12 月 1 日に譲渡することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業譲渡に至った経緯と理由

当社は平成 23 年 10 月 31 日、株式会社OTTOプロダクト（現「アクアプロダクト」）の全株式を取得し、連結子会社化することにより水処理装置、その他環境関連製品等の生産・販売に関する業務を拡大強化し、さらなる発展を目指してまいりました。その後、一つの事業会社として人員・技術・ノウハウ等の経営資源を融合、有効活用することで事業シナジーの本格的創出をはかることとし、両社の取締役を中心に構成される事業統合委員会を設置し、協議を進めてまいりましたが、この度、具体的スキーム及び統合時期について両社間で基本合意に至りました。

なお、今後事業譲渡契約の締結に向けて、詳細について両社間で協議を進める予定です。

2. 事業譲渡の概要

(1) 譲渡対象事業の内容

当社環境・水処理関連事業

- ・砂層ろ過装置、珪藻土式ろ過装置、カートリッジ式ろ過装置、災害用ろ過装置等各種ろ過装置の製造・販売保守点検サービス
- ・各種排水処理装置の製造・販売
- ・加圧浮上装置の製造販売
- ・新高機能性吸着素材「ポリキレート」の販売
- ・薬品の販売

(2) 譲渡対象事業の経営成績（平成 23 年 11 月期）

| | 環境・水処理関連事業(a) | 平成 23 年 11 月期連結実績(b) | 比率(a/b) |
|-------|---------------|----------------------|---------|
| 売 上 高 | 1,007 百万円 | 22,536 百万円 | 4.47% |

- (3) 譲渡する資産、負債の項目及び金額
譲渡する資産負債の項目金額については、両社協議の上、決定する予定であります。
- (4) 譲渡価格及び決済方法
譲渡価格及び決済方法については、両社協議の上、決定する予定であります。

3. 事業譲渡先の概要

| | |
|-----------------|---|
| (1) 名 称 | 株式会社アクアプロダクト |
| (2) 所 在 地 | 東京都中央区築地 4-1-17 銀座大野ビル 2F |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 日野憲章 |
| (3) 事 業 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ステンレス製プール、FRP 製プール、ミルタプールならびに関連装置の製造・販売 ・各種ウォーターパーク、タラソテラピー施設の企画・設計・施工・運営及びコンサルタント業務 ・プールの点検、保守 ・アルミ製プール等のリニューアル ・絶縁継手・車両用連結器等の輸入販売 ・高比重コンクリートの販売 ・ロンダップ魚礁の型枠リース |
| (4) 資 本 金 | 40,000 千円 |
| (5) 設 立 年 月 日 | 平成 22 年 12 月 27 日 |
| (6) 純 資 産 | 5,044 千円 (平成 24 年 3 月 31 日現在) |
| (7) 総 資 産 | 560,614 千円 (平成 24 年 3 月 31 日現在) |
| (8) 当 社 と の 関 係 | 当社の 100%子会社であります。 |
| 資 本 関 係 | 当社は「アクアプロダクト」が発行する普通株式 800 株を全株保有しています。 |
| 人 的 関 係 | 当社の役員 2 名および従業員 1 名が「アクアプロダクト」の取締役、また当社の従業員 1 名が監査役に就任しています。更に当社の従業員 3 名が「アクアプロダクト」の管理部に出向いたしております。 |
| 取 引 関 係 | 当社と「アクアプロダクト」との間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 当社は「アクアプロダクト」の全株式を保有しておりますので「アクアプロダクト」は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。 |

4. 日程

平成 24 年 6 月 26 日 両社取締役会決議／基本合意書締結

平成 24 年 11 月 27 日 両社取締役会決議／事業譲渡契約書締結（予定）

平成 24 年 12 月 1 日 事業譲渡期日（予定）

※本件事業譲渡は、会社法 467 条第 1 項第 2 号に定める「事業の重要な一部の譲渡」に該当しない事業の譲渡であり、株主総会の決議を要しません。

5. 今後の見通し

本件事業譲渡による当社の当期(平成 24 年 11 月期)連結業績に与える影響は算定中であります。

以上